

国

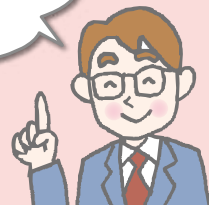
民

年

金

ご不明な点や手続きの詳細については
お問い合わせください。

のお知らせ

問
合
先

免除等

市役所医療年金課年金係
☎31-4532

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ

日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004

追納制度

日本年金機構 釧路年金事務所国民年金課
☎25-1521※音声案内が2回流れます。2回とも「2」を選択してください。

2025（令和7）年度国民年金保険料について

2025（令和7）年度国民年金保険料（月額） 1万7,510円

納付書払いの方へは4月上旬に、2025（令和7）年4月分から2026（令和8）年3月分までの国民年金保険料納付書が日本年金機構から送付されます。納付書が届きましたら、納付期限までに下記の方法で納付してください。

- ・金融機関、郵便局で納付
- ・コンビニエンスストアで納付
- ・電子納付（Pay-easy）で納付
- ・スマートフォンアプリを使用した電子決済で納付

国民年金保険料は納付書払い以外に、口座振替やクレジットカードでも納付することができます。また、保険料を前納すると割引が適用されるのでお得です。

口座振替やクレジットカード納付のお申し込みおよび前納については、市役所または年金事務所へご相談ください。

会社を退職したときの年金の手続きについて

退職された方およびその方に扶養されている配偶者で、60歳未満の方は、年金の切り替え手続きが必要です。

【必要なもの】

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・基礎年金番号の分かるもの
- ・厚生年金保険の喪失日が分かる書類など

※手続きに必要なものは、状況により異なりますので、市役所または年金事務所へご相談ください。

【手続き先】

- ・市役所
- ・マイナポータルを利用した電子申請

国民年金保険料の学生納付特例について

【制度内容】

学生で国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により承認されると保険料の納付が「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで…

- 将来の年金受給資格期間を確保することができます！
- 万一の事故などにより障害を負ったときの障害年金の受給資格を確保することができます！

※学生納付特例の承認を受けた期間は、下記の表の通り将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。

	老齢基礎年金		障害基礎年金	遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入	
学生納付特例	○	×	○	
未納	×	×	×	

【対象となる方】

- ・大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）に在学している方
 - ・本人の前年等の所得が一定額以下の方
- 学生納付特例制度の対象となる学校は、
日本年金機構ホームページをご確認ください▶



【特例の承認期間】

- ・過去期間は申請受理日から2年1カ月前（すでに保険料が納付済みの期間を除く）まで申請できます。
- ・学生納付特例の1年度とは「4月～翌年3月」です。毎年度申請が必要ですので、学生納付特例を希望する場合は、4月以降速やかに申請してください。
- ・2024（令和6）年度に学生納付特例が承認されている方で、2025（令和7）年4月以降も在学予定の方は、はがきの申請書が送付されます。必要事項を記入し、日本年金機構へ提出してください。

【必要なもの】

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
 - ・基礎年金番号の分かるもの
 - ・在学期間が分かる学生証（両面のコピー可）または在学証明書（原本）
- ※手続きに必要なものは、状況により異なりますので、市役所または年金事務所へご相談ください。

【手続き先】

- ・市役所
- ・マイナポータルを利用した電子申請

電子申請について

国民年金の加入や学生納付特例の申請など、国民年金の手続きについて、スマートフォン等でマイナポータルを利用した電子申請ができます。

電子申請はいつでも・どこでも手続きができ、申請後の処理状況や申請結果をマイナポータルから確認することもできます。

電子申請の詳しい利用方法等は

日本年金機構ホームページをご確認ください▶



国民年金保険料の「追納制度」について

【制度内容】

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。そのため、後から保険料を納付（追納）することにより、老齢基礎年金額を増やすことができます。

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。

保険料の免除・納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。

詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください▶

【手続き・問合先】

年金事務所

